

佐藤信彌 著

西周期における祭祀儀禮の研究

松 井 嘉 徳

本書は著者が二〇〇七年一月に關西學院大學大學院文學研究科に提出した博士學位論文に加筆修正を加えたものである。その後、著者の吉林大學古籍研究所への留學、歸國後の病氣療養のために出版が遅れたが、二〇一四年に朋友書店より上梓され、その成果が世に問われるに至った。本書の構成は以下の通りである。

序論 … 西周祭祀儀禮研究における二つの問題

第一章… 獻捷儀禮の變化

第二章… 祭祀儀禮の場の變化 (一) 葦京

第三章… 祭祀儀禮の場の變化 (二) 周新宮

第四章… 祭祀儀禮の参加者と賜與品の變化

第五章… 蔑歴の時代

第六章… 冊命儀禮の形式とその確立

終章 … 東遷以後の周王朝とその儀禮

序論において、著者は先行研究がかかえていた「二つの問題」を指摘する。第一の問題は、王國維が提唱し、中國古代史研究の基本的手法とされてきた二重證據法（證明法）について。従來の研究では「傳世文獻を基本史料とし、出土文字資料を傍證のために補足的に用いる」という手法が採られ」（二三頁）ていたが、「それぞれの文獻のつくられた時期や背景などが考慮されずに無造作に使用されることが多く、また禮書やその注釋などからイメージされる儒教的理念を前提として立論される傾向」（二二―三頁）があつた。第二の問題は、「異なつた地域・時代の習俗などを單純に比較」（二六頁）しようとする文化人類學的手法について。この手法を取り入れた研究は目新しいものに映るが、實際にはすでに陳腐化しており、なおかつ、それぞれの社會から「特定の文化要素のみを切り出して比較するという行爲自體への疑問」（一五頁）もある。同時代史料である出土文字史料が十分に活用できない状況下では致し方ない面もあつたであろうが、出土文字史料の著録や工具書の整備が行き届いた今日、「出土文字資料を中心史料とし、傳世文獻は必要に応じて傍證のための史料として使用する」「逆轉させた形での二重證據法」（二三頁）を採用し、他地域・時代との單純な比較ではなく、「西周期における文化的事象の歴史學的な研究をより綿密に進める」（二七頁）ことが可能となつた。この手法によって「西周期における祭祀儀禮の變遷の有り様を追っていき、その背景について考察していくこと」（一八頁）、それが本書の課題である。

本書本論は六章からなるが、そのうち第一章から第四章までの章題にはすべて「變化」という語が含まれており、祭祀儀禮の變化ならびにその背景にある周王朝の政治的状況の推移が検討される。第一章「獻捷儀禮の變化」で採り上げられ

る獻捷儀禮とは、「戰勝後に主君や祖靈に對して俘虜・敵首などの戰果を報告し、獻上する儀禮」(二四頁)であり、その記録は殷代の甲骨文、西周・春秋期の青銅器銘、さらには『春秋左氏傳』などの文獻史料にも残されている。長期間にわたる記録を残すこの祭祀儀禮は、儀禮の通時的な變化を追いやすく、以下の議論を導くには格好の素材となるだろう。

第一章では最初に、殷周期の獻捷儀禮の復元を試みた高智群「獻俘禮研究」(一九九二年)が参照され、小孟鼎銘が記録する西周前期の獻捷儀禮の儀節——王に對する戰果の報告、神靈・祖靈に對する戰果の報告や俘馘の獻上、燎祭などの祭祀——が復元される。西周前期の獻捷儀禮とは、「主君に對する報功と、神靈・祖靈に對する祭祀の二つの部分を主要な儀節とする」(二八頁)ものであり、そのうちの神靈・祖靈に對する祭祀とは、田獵や巡察あるいは戰爭の前後に舉行された殷代の祭祀を淵源とし、周王あるいは王に近い人物が主催する大典として舉行されていた。周王朝の大典、すなわち「貴族たちが一堂に會して施行される『會同型儀禮』」(三八頁)の禘・彤・率といった儀節もまた、殷代の甲骨文中に記録されており、周人が殷人の祭祀を取り入れて施行したものと考えることができる。このような會同型の儀禮をともなつた獻捷儀禮は、西周前期から中期にかけての青銅器銘に記録されているが、後期の獻捷儀禮では神靈・祖靈に對する祭祀がみえなくなり、主君に對する報功とそれに伴う賞賜のみが記録されるようになる。このような變化は周王朝の政治・軍事狀況の推移と對應していると考えられ、著者はそれを、

周王朝の勢力が強勢であつた西周前期・中期には、周王の主催する祭祀への参加は貴族にとつて名譽であり記念すべきこととされており、燎祭……のような祭祀も獻捷儀禮のシンボルとして機能していた。しかし西周中期後半から後期にかけておそらく王朝の勢力が衰退し、周王の政治的權力や宗教的權威が低下していくに伴い、これらの祭祀は貴族の求心力を得るための手段としては成立し得なくなり、廢れていった。(四二―三頁)

と評價する。さらに西周後期の獻捷儀禮の儀節は、介添え役(右者)による臣下の誘導など、當時盛行していた官職・職事任命の冊命儀禮に沿つて整備されていることが指摘され、續く第二章から第四章の議論が導かれる。

第二章と第三章は祭祀儀禮の消長・變化に對應する儀禮の場の變遷が論ぜられる。第二章「祭祀儀禮の場の變化（一）莽京」では、宗周（陝西省豐鎬遺址一帯）・成周（河南省洛陽市）・周（陝西省扶風縣・岐山縣・岐周）とともに王朝の中心地（「都」）の一つとされる莽京が採り上げられる。莽京はその地名に「京」字が附されていること、ならびに辟雍・大池・辟池などの施設が存在していることなど、宗周・成周・周とは様相を異にした地であつた。西周前期から中期にかけて、莽京では狩獵の禮（大禮）や漁禮（漁撈の禮）といった會同型儀禮が執りおこなわれていたが、西周後期になると、この地は「周王の滞在地のひとつ、あるいは貴族の宮室の造營地」（六七頁）に過ぎなくなり、その地も「京」の字が脱落して單なる莽と呼ばれるようになる。「京」の字義については諸説あるが、著者はこれを「周王室の祭祀の中心地を指す語」と考え、莽京とは「周王朝の新たな政治的中心地となつた宗周に近い莽の地に新たな京として造營された」（七三頁）祭祀の中心地であつたと主張する。そうであるならば、西周後期に莽京の「京」字が脱落するのは、莽京が祭祀の中心地ではなくなつたこと、すなわち西周前期から中期にかけて觀察できた狩獵の禮（大禮）や漁禮（漁撈の禮）といった會同型儀禮が執りおこなわれなくなつたことに關わることとなろう。すでに第一章で示唆されていたように、この會同型儀禮に取って代わるのが官職・職事を任命する冊命儀禮であり、その施行場所は周新宮や周康宮といつた周（岐周）所在の諸宮であつた。「康王の宮廟である康宮」（七一頁）は周王家の財を集積・管理し、さらに昭宮・穆宮、あるいは夷宮・厲宮など諸王の廟宮を従屬させていたが、このような施設で冊命儀禮が執りおこなわれるようになる背景について、著者は、

西周中期においては大禮などの儀禮の施行が貴族の歡心を得るための手段となりえていたのが、周王朝の求心力の低下により、次第に貴族の側がそのような儀禮に参加することに魅力を感じなくなり、冊命儀禮のような具體的な權益の分配によってしか貴族の歡心を得られなくなつたことも大きな要因であろう。（七七頁）

と主張する。

第三章「祭祀儀禮の場の變化（二）周新宮」では、西周中期の「共王の頃に儀禮の場として金文中に見られるように

なり、その孫の夷王の頃までは使用されて」（九五頁）いた周新宮が考察の対象となる。西周中期まで、周新宮では王朝の大典（會同型儀禮）である射禮が舉行されていたが、西周後期からはその記録が減少し、それと入れ替わるように冊命儀禮が舉行されるようになる。周新宮の場でこの二つの儀禮が併存することについて、著者はそれを、王朝が「冊命儀禮を中心とする新たな支配體制の確立を試みると同時に、……射禮のような舊來の儀禮の保持をも圖ったのではないか」（二〇一頁）と考える。そうだとすれば、周新宮とは會同型儀禮から冊命儀禮への「過渡期を體現する宮であり、周王の據點として周康宮の先駆けとなる存在であった」（二〇四―五頁）ということになる。

第四章「祭祀儀禮の参加者と賜與品の變化」は、第一章から第三章で論じられた西周中後期間の儀禮の變化、ならびに儀禮の場の變遷、すなわち會同型儀禮から冊命儀禮への轉換を、それぞれの儀禮の参加者と賜與品の分析を通じて確認しようとする。「廣範な身分の人々に王の恩恵を授けるための場としての性格を有」（一九頁）していた會同型儀禮での賜與品は、その儀禮が盛行した時代の特性として寶貝類が壓倒的に多いが、それらの寶貝類は「產地や事件を記念し、元々の所有者である主君の宗教的權威を象徴する性質を持つ」（二三三頁）ものであった。一方、冊命儀禮の賜與品が車馬や禮服といった車服類へと變化するのは、車服類が「受命者側の功勞や職事を象徴する性質を持つ」（二三三頁）ものとして、官職や職事を任命する冊命儀禮の性質に合っていたからである。

第五章「蔑歴の時代」では、會同型儀禮から冊命儀禮へと變化する西周中期が「貴族が代々周王朝に對してどのような功績をたててきたかということが政治の場で強く意識されはじめた時期であった」（二三三頁）との見通しのもと、その時期の青銅器銘に頻見する蔑歴という儀節が検討される。蔑歴という儀節については數多くの解釋があるが、著者は「蔑」字を稱美、「歴」字を経歴の意とする唐蘭の解釋を支持し、家臣本人への褒賞のみならず、「その祖先の事績もそれに附隨して回顧することにより、君臣雙方が代々に渡って君臣關係を繼續してきたことを再確認」（一五八頁）、今後の君臣關係の繼續を確認しあう儀節であるとす。西周中期後半以降に盛行する冊命儀禮を記録する青銅器銘においては、祖先の

事績の回顧、繼續的（世襲的）職事の任命、さらに車服類の賜與などが記録されるが、祖先の事績を回顧するという点において、蔑歴という儀節はその冊命儀禮の先行形態とみなすことができるとの主張である。

第六章「冊命儀禮の形式とその確立」は、西周期における「儀禮變遷の要となる冊命儀禮そのもの」（二七七頁）が分析され、これまでの議論が總括される。西周中期後半から盛行する冊命儀禮とは、それ以前に行われていた高位の貴族への任命儀禮を基礎としつつ、一段下の貴族をも任命の対象とする「史官による命書の宣讀や右者による誘導などの儀節を整備・形式化した」（二〇四頁）儀禮であった。これらの貴族が冊命儀禮の任命対象となったのは、

おそらくは南征を通じた周王朝の領域拡大の失敗などによる周王の權威の低下を承けて、次第に周王の權威に裏づけられた「會同型儀禮」への参加や、これらの儀禮で賜與される貝類などの物品に價値を見出さなくなり、貴族自身、

更にはその臣下や屬官への官職・職事の任命を通じて、より現実的な權益を求めようになった。（一九七～八頁）

からである。會同型儀禮から冊命儀禮への變化は、「周王による任命を通じた權益の獲得を志向する貴族と妥協・協調したことによって生じていった」（二〇四頁）と評價されているのである。また、かつて「周王の政治的權力や宗教的權威が低下」、「周王朝の求心力の低下」などと表現されていた事象が、ここでは「おそらくは南征を通じた周王朝の領域拡大の失敗などによる」ものと踏み込まれていることにも注意を拂っておきたい。

終章「東遷以後の周王朝とその儀禮」第一節「西周期における祭祀儀禮の展開とその背景」では、「西周金文より見出せる『禮制改革』（二二三頁）前後の時代、すなわち西周前期～中期前半（武王期～穆王期前後）と西周中期後半～後期（共王期前後～幽王期）兩時代の儀禮の様相とその時代背景が總括される。そのうえで、『春秋左氏傳』僖公二八（前六三二）年に記録された晉文公への策命、あるいは莊公二八（前六七六）年の虢公・晉侯への饗禮が西周期の儀禮を引き繼ぐものであり、「晉公のような『諸侯』やその家臣たちが自らを西周期の貴族になぞらえ」、周王に一定の權威を認める反面、「それを自らの權威化に利用していた」（二一九頁）との理解が示される。しかしながら、そのような中原諸侯とは異なり、

邊境の秦では自らを周王、始祖を周文王・武王になぞらえる言説が確認でき、やがてそれが戦國期の人々の意識へと引き継がれ、「禮記」「周禮」「儀禮」といった形でまとめられることになる「禮文獻」(二二四頁)へと展開していく。「それぞれの文獻のつくられた時期や背景などが考慮されずに無造作に使用されることが多く、また禮書やその注釋などからイメージされる儒教的理念を前提として立論される傾向」があると批判した先行研究に對する著者の解答であろうが、それはなお「展望」(二二四頁)のレベルにとどまっている。今後の更なる議論が期待される。

獻捷儀禮の儀節の分析を通して見出された祭祀儀禮の變化、すなわち會同型儀禮から冊命儀禮への變化をめぐる議論は、儀禮の場の變遷、參加者・賜與品の變化の議論へと變奏を繰り返し、終章第一節の總括へと收斂してゆく。これら一連の議論は、「本來は冊命儀禮の『出現』を劃期とする前半期・後半期の二期區分の方が適切なのであるが」(一九頁)と著者が告白しているように、「禮制改革」によって西周期が前期・中期前半(武王期・穆王期前後)と中期後半・後期(共王期前後・幽王期)に二分されるという二期區分論的發想を基本としている。いま、各章の議論をこの二期區分に即して圖式化すれば、

	前半期		後半期
第一章	獻捷儀禮	↓	獻捷儀禮
	神靈・祖靈への祭祀(會同型儀禮)		
	主君への報功と賞賜		主君への報功と賞賜
第二章	莽京	↓	莽・周康宮
第四章	寶貝類	↓	車服類
第六章	高位貴族の任命儀禮	↓	冊命儀禮

となり、第三章の周新宮、第五章の蔑歴がこの兩半期をつなぐ過渡的性格をもつものと位置付けられる。このように西周を前半期と後半期に分ち、兩者の間に過渡的時期を想定する發想は、冊命儀禮の出現を劃期としていることが示すように、貝塚茂樹のそれを踏襲しているものと考えられる。貝塚の時期区分は、

西周初期・武王・成王・康王

西周中期・昭王・穆王

西周後期・共王・懿王・孝王・夷王・厲王・宣王・幽王

と示すことができるが、「周康王末年から昭王・穆王時代にかけて製作された一類の金文があり、兩半期金文を繋ぐ過渡的な性質を多く保有しているから、西周中期金文として一項を立て得る^①」と述べているように、それは西周前半期の「寶貝賜與形式金文」と後半期の「官職車服策命形式金文」を指標とした二期区分の變形であった^②。本書の議論は、貝塚が指摘した金文形式の變化を會同型儀禮から冊命儀禮へとという祭祀儀禮の變化に読み替えようとするものとなるだろう。

終章第一節の總括において、西周の前半期は、

周王主催による祭祀・殷見・射禮など、下級貴族や官吏から「邦君・諸侯」・戎夷の長に至るまで幅廣い身分層の参加によって成り立つ「會同型儀禮」が盛行された時期（二二二頁）

と總括されている。會同型儀禮を「幅廣い身分層の参加によって成り立つ」ものと説明しているが、この説明は「會同」の定義としては曖昧である。「會同」の語は『詩經』小雅・南有嘉魚之什・車攻「赤芾金舄、會同有繹」にみえ、毛傳はこれに「時見曰會、殷見曰同」との注をほどこしている。時會とは諸侯の臨時の朝會、殷見とは諸侯の大會同の謂で、『周禮』には時會・殷同の語もみえる^④。青銅器銘を中心史料とする本書の立場からすれば、文献史料の定義を無批判に用

いることには慎重でなければならぬだろうが、青銅器銘にも「會」や「殷」といった諸侯（四方）會同の記事が残されていることをふまえれば、やはり「會同」の参加者にはもう少し厳密な規定があつて然るべきであろう。「會同型」と「型」の字を附すことで「會同」の適用範囲の擴大が圖られているのであるが、その措置は逆に、會同型儀禮の背景についての考察を不十分なものにしてしまったように思われる。

會同型儀禮に参加することの意味について、著者は「周王朝の勢力が強勢であつた西周前期・中期には、周王の主催する祭祀への参加は貴族にとつて名譽であり記念すべきこととされており」、あるいは「西周中期においては典禮などの儀禮の施行が貴族の歡心を得るための手段となりえていた」と述べていた。⁶ 儀禮への参加をうながす動機が「記念」「歡心」あるいは「名譽」に求められているが、そうであるならば、その儀禮の参加者への賜與品もまた一義的には「記念」や「名譽」に關わるものと評價せざるをえないことにならう。西周前半期を特徴づける寶貝類が「産地や事件を記念し、元々の所有者である主君の宗教的權威を象徵する性質を持つ」と評價され、あるいは終章第一節に「参加者への賜與品としては、賜與する側の主君や賜與の契機となつた出來事を象徵する貝類などが好まれた」（二二二頁）と述べるように、賜與品としての寶貝類に「記念」性や「象徴」性が求められるのは、まさにそのことを示している。しかしながら、この「記念」や「名譽」といった語彙は汎時代的なものであり、西周前半期の會同型儀禮の背景を説明する概念としてはいささか力不足である。

思うに、著者が議論の端緒を見出した獻捷儀禮とは、征服活動の捕虜・鹵獲品あるいは領土が周王のもとへと集積される儀禮であつたが、これらの捕虜・鹵獲品・領土はその後、例えば小孟鼎と同じく孟の作器にかかる大孟鼎銘「賜汝邦嗣四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫、賜夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫（汝に邦嗣四伯、人鬲の馭より庶人に至る六百又五十又九夫を賜う。夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫を賜う）」の賜與、あるいは宜侯矢盞銘が記録する封建などを通じて周王の臣下たちに再分配されるものであつた。「おそらくは南征を通じた周王朝の領域擴大の失敗などによる周王の權

威の低下」と著者も述べていたように、西周前半期の王朝権力は、征服活動による捕虜・鹵獲品・領土の集積、さらにはその再分配によって構造化されていたのであり、その征服活動は昭王の南征失敗（あるいは戦死）を象徴的出来事として收束・終焉へと向かっていく。獻捷儀禮などに含まれる燎や禘・彤・率、あるいは斧京での狩獵の禮（大禮）や漁禮（漁撈の禮）の多くが殷王の田獵・遠征などにかかわる儀禮を引き継いだものであったのならば、西周王朝の遠征活動の收束・終焉はそれらの諸儀禮の必要性を減少させ、ひいてはそれらの儀禮への参加者が再分配されるべき權益（分前）に與る機會を奪っていくことになるだろう。「貴族」たちの「歡心」、あるいは彼らを惹きつけていた「魅力」とは、この權益（分前）の再分配に與る機會であったのではないだろうか。

西周後半期、貝塚のいう「官職車服策命形式金文」の時代に王朝の權力構造をささえたのが冊命儀禮であり、その盛行の背景として、著者は「貴族自身、更にはその臣下や屬官への官職・職事の任命を通じて、より現実的な權益を求めようになつた」との理解を示していた。⁸先に述べたように、會同型儀禮をささえていたのが捕虜・鹵獲品・領土の集積・再分配の回路から引き出される權益（分前）であつたのならば、この冊命儀禮をささえていた「より現実的な權益」とは一體何を指しているのだろうか。受命者とその「推薦者・介添え役」（二二三頁）である右者との關係について、著者は「右者と受命者とが統屬關係にある、もしくは冊命がきっかけで統屬關係が結ばれる」（一九六頁）と考えようとしており、受命者に賜與される車服類については、「受命者の職事の象徴となり、更に場合によって一族の功勞の象徴としての價值が附加されていくという性質」（二二八頁）があると主張している。著者の主張は必ずしも學界全體に共有されているものではないだろうが、いづれにせよ、受命者と右者との關係、あるいは受命者が賜與される「象徴」たる車服類にかかわる議論は、「より現実的な權益」と必ずしもうまく結びついていないように思われる。

すでに説かれているように、冊命とは周王朝・王家にかかわるさまざまな職掌の個別的・水平的分掌を命ずる儀禮である。しかしながら、受命者に命ぜられた職掌は、その世襲的傾向ともあいまって、受命者の管領するところとなる可能性

をはらんだものであった。周王の土地にかかわる冊命を取り上げたのち、伊藤道治は次のように言葉を續けている。

これら西周後半における冊命賜與形式とよばれる金文にあらわれる官職への任命は、實は、西周王朝にとって、重大な問題をはらんでいたのである。即ち王直轄地が次第に貴族層の手に掌握される危険があったのである。……土地をはじめ、権力は有力貴族の手に歸することになるであろう。⁽⁹⁾

伊藤のいうように、冊命儀禮によって得られる「現実的な權益」とは、受命者に命ぜられた職掌から發生し、受命者の「手に掌握される」であろう土地の管領權などの權益の謂いではないのだろうか。⁽¹⁰⁾

いささか儀禮の背景にある權益にこだわりすぎたかもしれない。いわば上部構造たる儀禮の背景として、その儀禮をささえる權益の構造に關心を拂うべきだと考えたのであるが、それ以外にも、たとえば殷的文化要素の衰退など、⁽¹¹⁾祭祀儀禮の變化の背景として考慮すべき問題は数多くあるだろう。⁽¹²⁾

本書の議論は西周を前半期と後半期に分かとうとする二期区分論的發想を基本としていたが、それと同時に著者はこの兩半期をつなぐ過渡期にも注意をはらおうとする。第三章で議論される周新宮は、會同型儀禮が執りおこなわれた莽京と冊命儀禮が執りおこなわれた周康宮諸宮をつなぐ、「過渡期を體現する宮」と評價されていた。著者は、莽京を豐鎬遺址一帯の宗周に近い莽の地に造營された祭祀の中心地、周新宮とは扶風縣・岐山縣一帯の周の地に新たに造營された祭祀施設と考えているから、莽京から周新宮（さらには周康宮諸宮）への祭祀儀禮の場の變遷は、より大局的には王朝の祭祀・政治の中心地が宗周から西方の周へと移動したことを意味することとなる。周新宮は「共王の頃に儀禮の場として金文中に見られるようになり、その孫の夷王の頃までは使用されて」いたとされるが、この時期は王朝の征服活動が收束・終焉する時期でもあった。征服活動の收束・終焉から冊命儀禮の時代への變化は、祭祀・政治の中心地の移動とどのように關わるのであろうか。⁽¹³⁾一方、第五章で議論される蔑歷について、著者はこれを「儀禮の場で主君が家臣やその祖先の經歷・功績を回顧し、雙方の關係を再確認する」（二二三頁）ものと評價する。祖先の經歷・功績が回顧されるようになるのは、

西周中期が王朝の創建から「相當の世代を経て」（二七〇頁）いるからだとされるが、蔑歴という儀節そのものは、本書一四八頁の一覽が示すように、早くは殷後期・西周前期の青銅器銘にもみえており、「相當の世代」は蔑歴の意味を考えるための十分条件ではない。逆に考慮すべきは、蔑歴の語が殷後期から使い続けられていたという事實であり、それは殷代の燎や禘・醔・奉などの儀節が西周前半期の會同型儀禮へと引き繼がれていったことを想起させる。西周期の祭祀儀禮はこの會同型儀禮から後半期の冊命儀禮へと變化していきが、その背景にあったのは周王臣下が獲得する權益の變化、すなわち捕虜・鹵獲品・領土の集積・再分配の回路から引き出される權益（分前）から、冊命儀禮によつて命ぜられた職掌から發生する管領權などへとという權益の變化であり、寶貝類から車服類への賜與品の變化であつた。著者は蔑歴と同じように賞贊・褒賞の意味をもつ六種の語彙を抽出し、「金文上で様々な表現が可能である」という意味で、蔑歴が修辭的な性質を帯びた語であることを示す（二六七頁）と述べていたが、そうであるならば、「修辭的」な語彙へと變質した蔑歴は、その變質ゆえにさまざまな權益や賜與品を廣く指し示すことのできる汎用性の高い語彙となりえたはずである。それが著者のいう「儀節や言辭を一言に集約した用語」（二六九頁）、あるいは「金文上での一種のテクニカルターム」（二七〇頁）ということであろうか。會同型儀禮から冊命儀禮への變化が進行しつつあつた西周中期こそ、このような屬性をもつ蔑歴の語が必要とされた時代であり、やがて冊命儀禮の儀節の確立とともに蔑歴の語はその役割を終えていくのだろう。

以上、本書の議論を紹介してきた。序論で著者が述べていたように、本書の議論では出土文字史料たる青銅器銘が中心史料とされ、東周期を扱う終章を除けば、傳世文献には補助的史料としての地位があたえられているにすぎない。青銅器銘の引用にあたっては、『殷周金文集成』（中華書局、一九八四―一九九四年、二〇〇七年修訂増補）、『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）、あるいは『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、二〇一二年）といった著録の著録番號・斷代案、さらには林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽一』（吉川弘文館、一九八四年）の斷代案が

附されており、今日の西周史、青銅器銘研究の要求水準を十分に満たしている。本文中ならびに表一「西周金文に見える祭祀」、表二―一「宗周所在の儀禮の場」・表二―二「成周所在の儀禮の場」・表二―三「荃京・荃所在の儀禮の場」・表二―四「周所在の儀禮の場」、表四―一「周王主催による會同型儀禮」・表四―二「征伐に關わるもの」・表四―三「冊命儀禮」といった諸表で提示される關係青銅器銘は網羅的であり、各青銅器銘に附されたデータを含めて、信賴がおけるものとなっている。¹⁵ただ、同銘複數器の扱いにばらつきがみられ、さらに表二の諸表では各青銅器銘の著録番號は附されていないもの、斷代に關わるデータが省略されるなど、本書全體の統一性は必ずしも充分ではない。青銅器銘に關わる索引をつくり、各青銅器銘の著録番號・斷代案、ならびに本書での引用頁數を一括して示す工夫があつてもよかつただろう。

かつて吉本道雅は戦後日本の青銅器研究者を三世代に分けて説明したことがある。¹⁶第一世代は貝塚茂樹や白川靜、第二世代は伊藤道治・松丸道雄・樋口隆康・林巳奈夫。そして第二世代の直接の薰陶をうけて育つた第三世代には、木村秀海・吉本道雅・豊田久・平勢隆郎・武者章や評者松井らが含まれることになるだろうか。著者佐藤信彌は、關西學院大學で故木村秀海に育てられ、吉本道雅らが主催した「禮記王制友の會」「一字千金の會」に参加して研究を續けてきた。また現在は「殷周史研究會（漢字學研究會）」の中心メンバーとして『漢字學研究』の發行をささえる、まさに第四世代と呼ぶべき新たな世代を代表する研究者である。このような新たな世代の研究が世に問われ、その紹介に關わり得たことを喜ぶとともに、彼ら新世代の活躍に期待しつつ、書評子としての責をふさぐこととしたい。

註

(1) 『貝塚茂樹著作集』第四卷（中央公論社、一九七七年）

一二二六頁。初出は『中國古代史學的發展』（弘文堂、一九

四六年）

(2) 西周史の時期區分については、松井「西周史の時期區分

- について(『史窓』六八、二〇一年)を参照。
- (3) 本書三八頁には「周王の主権によって貴族たちが一堂に會して施行される『會同型儀禮』との發言もあつた。
- (4) 『周禮』秋官・大行人「春朝諸侯而圖天下之事、秋覲以比邦國之功、夏宗以陳天下之謨、冬遇以協諸侯之慮。時會以發四方之禁、殷同以施天下之政」。
- (5) 保卣銘「邁于四方會王大祀祐于周(四方、王の大きい周に祀祐するに會するに邁う)」、臣辰尊銘「王命士上眾史寅殷于成周(王、士上と史寅とに命じて、成周に殷せしむ)」など。
- (6) 會同型儀禮衰退の原因は、これを逆轉すればよいわけで、「西周中期後半から後期にかけておそらく王朝の勢力が衰退し、周王の政治的權力や宗教的權威が低下していくに伴い、これらの祭祀は貴族の求心力を得るための手段としては成立し得なくなり、廢れていった」(四二頁)、あるいは「周王朝の求心力の低下により、次第に貴族の側がそのような儀禮に参加することに魅力を感じなくなり」(七七頁)ということになるだろう。
- (7) 終章第一節の「昭王期前後の南征の頓挫により、それまでは擴大傾向にあった周王朝の領域が現状維持か縮小に轉じ、それによって周王の權力・權威が損なわれたため」(二二二頁)という發言もまた同じ趣旨である。
- (8) 本書七七頁には「冊命儀禮のような具體的な權益」、二〇四頁には「周王による任命を通じた權益」という表現もみえていた。
- (9) 伊藤道治『中國古代國家の支配構造』(中央公論社、一九八七年)附論二「西周王朝の構造と特色」三九五頁。
- (10) 第六章注四六には、右者の選定にかかわって、「王家に關する任命は結局のところ王の家産の權益を貴族に分配することを意味した」(二二二頁)との指摘がある。
- (11) 西周中頃に殷的文化を代表する青銅酒器が消滅していくことは、小澤正人・谷豐信・西江清高『中國の考古學』(同成社、一九九九年)一六二頁などに指摘がある。またロータール・フォン・ファルケンハウゼン(吉本道雅譯)『周代中國の社會考古學』(京都大學學術出版會、二〇〇六年)は、西周中期の青銅器において殷起源の動物モチーフが「純粹な文様」へ變容することについて、「動的で狂暴でさえある身振りを中心とする『ディオニソス的な』儀禮から、新しいずっと形式化された『アポロ的』性格の儀式へという、祖先崇拜の領域における根本的な宗教的轉回を暗示する」(四八頁)と指摘している。
- (12) たとえば、角道亮介『西周王朝とその青銅器』(六一書房、二〇一四年)第三章「西周王朝と青銅器」は、西周中期から後期にかけて青銅器窖藏が出現することを、「青銅彝器が祭禮の場での使用に強く限定されるようになったことを意味し」、それは「王朝秩序の再構築の試みであつた」(一七八頁)と主張する。
- (13) 角道亮介前掲書・第三章第三節「周原と宗周」は、宗周と周を同一地と考え、その地望を扶風縣・岐山縣一帯の周原の地に求めている。また確言されているわけではないが、

葦京の地望もまた陝西省扶風縣・岐山縣一帶に、求められている。王朝の政治・祭祀の中心地が豊鎬遺址一帶から扶風縣・岐山縣一帶へと移動したのか、あるいは周原の地の性格が變化していくのか、今後のさらなる議論が必要であろう。

- (14) 殷的な「事」概念が周的な「嗣」概念に置き換えられ、「事」が普通名詞化していくことも、これと並行した現象といえるだろう。松井『周代國制の研究』（汲古書院、二〇〇二年）第二部・第二章「西周の官制」を参照。

(15) 評者が氣づいた誤植を以下に挙げておく（ただし、銘文釋文の異同については、ここでは觸れない）。四一頁・多友鼎 集成二八五三→二八三五、五六頁・十三年癸壺 集成九七二二→九七二三、六八頁・麥方鼎 集成二六〇七→二七〇六、一三九頁・斤鼎 集成四〇二〇→斤簋。

- (16) 吉本道雅「書評『周代國制の研究』（『史窓』六〇、二〇〇三年）。ロータール・フォン・ファルケンハウゼン（吉本道雅譯）前掲書「解説」にも同じような記述がある。

二〇一四年三月 京都 朋友書店
一二二種 二四二頁 六〇〇〇圓十税

〔附記〕

この間、佐藤信彌著『周——理想化された古代王朝』（中公新書、二〇一六年）が刊行された。本書は周王朝の創建前後からその終焉に至るまでの約八〇〇年間を扱うが、そのうちの西周朝には、「創業の時代——西周前半期Ⅰ」、「周王朝の最盛期——西周前半期Ⅱ」、「變わる禮制と政治體制——西周後半期Ⅰ」、「暴君と權臣たち——西周後半期Ⅱ」の四章が割り当てられている。本書評で紹介したように、著者の議論は西周を前半期と後半期に分かつ二期區分論的發想を基本としていたが、本書の記述はまさにその時期區分に整合的なものとなっている。就いて参照されたい。